



平成20年 7月24日

各 位

会 社 名 昭和ゴム株式会社
代表者名 取締役社長 重田 衛
(コード番号 5103 東証第二部)
問合せ先 取締役総務部長 佐藤 一石
(TEL . 04 - 7131 - 0181)

株式会社プロファイルキャリア(現商号「株式会社エムビーワイ」)による第3回新株予約権の取得及び消却に係わる仮処分の申立てに関するお知らせ及び平成20年7月11日付リリースの一部訂正について

当社が平成20年7月11日開催の取締役会において決議いたしました当社発行の第3回新株予約権(以下、「本件新株予約権」といいます。)の残部の取得及び消却について、新株予約権者であった株式会社プロファイルキャリア(現商号「株式会社エムビーワイ」以下「元新株予約権者」といいます。)より、東京地方裁判所に対し、当社を債務者として、本件新株予約権の取得及び消却その他一切の処分をしてはならないとの決定を求める仮処分の申立てがなされましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 差止の請求に至った経緯

当社が平成20年7月11日開催の取締役会において、本件新株予約権の残部の取得及び消却について決議いたしました。下記のとおり、同決議により、当社は遅くとも同年7月13日には本件新株予約権の残部を取得し、消却しております。

しかしながら、本新株予約権者より平成20年7月22日付けで、東京地方裁判所に対し、当社を債務者として、本件新株予約権の取得及び消却その他一切の処分をしてはならないとの決定を求める仮処分の申立てがなされました。

2. 仮処分の申立てをした元新株予約権者の名称等

- | | |
|-----------------|----------------------|
| (1)名称 | 株式会社エムビーワイ |
| (2)住所 | 東京都千代田区永田町2 - 14 - 2 |
| (3)代表者の役職氏名 | 代表取締役 照井 秀逸 |
| (4)所有株式数(所有割合) | 0株(0%) |
| (5)所有していた新株予約権数 | 2150個(21,500,000株) |
| (6)当社との関係 | 現在はありません |

3. 申立てがなされた日

平成20年7月22日

4. 申立ての内容・理由

平成20年7月11日開催の当社取締役会において決議された本件新株予約権の残部の取得及び消却は、新株予約権買取契約の解除による取得、取得条項に基づく取得のいずれも理由はなく、債務者（当社）は本件新株予約権について取得、消却その他一切の処分をしてはならないとの決定を求める。

5. 本件新株予約権残部の取得及び消却並びに平成20年7月11日付けお知らせの一部訂正

(1) 上記のとおり、元新株予約権者により、当社による本新株予約権の残部の取得及び消却その他一切の処分の禁止を求める仮処分の申立てがなされましたが、当社は、本件新株予約権の残部を遅くとも平成20年7月13日の時点で取得し、全て消却しております。

即ち、平成20年7月11日に開示しましたとおり、同日付け取締役会において、元新株予約権者による新株予約権買取契約違反を理由に当社が同契約を解除し、同日以降、解除通知が到達したと判断される日に本件新株予約権の残部を取得することを決議しております。そこで、当社は同日、同決議に基づき、元新株予約権者に対して内容証明郵便により上記契約の解除通知を発送しました。同通知は、不在により返送されましたが、当社は、元新株予約権者から移転先として通知を受けた住所に宛てて発送したものであります。それゆえ、元新株予約権者が同通知を了知可能であったとして、発送の翌日である同年7月12日には、同通知が本新株予約権者に到達し、解除の意思表示の効力が発生したとして、当社が本件新株予約権の残部を取得するものであります。当該通知は、本件買取契約違反という債務不履行に基づく解除の通知であり、本件買取契約第8条に規定する「本契約に基づく（全ての）通知」に該当します。同条2項は書留郵便による通知は、発送日の2日後の日に到達したものとみなすと定めています。したがって、解除の意思表示の効力は、遅くとも平成20年7月13日までに発生するものであり、同日までに当社が本件新株予約権の残部を取得するものであります。

なお、平成20年7月11日付けお知らせでは、同日付けで本新株予約権残部を取得する旨の取締役会決議をした旨を開示しましたが、誤記であるため、上記のとおり、実際の取得日は同年7月11日ないし同年7月13日であります。そこで、本件新株予約権残部の取得日については、下記(3)のとおり訂正いたします。

なお、誤記が生じた理由としましては、解除の効力が生じるには解除の意思表示が相手方に到達する必要がある、効力発生日を取得日とすべきですが、その点を失念し、この度、本件新株予約権の消却の登記を申請するにあたって、その点の誤記に気づいたために、訂正の開示をするに至った次第です。

(2) 上記のとおり、当社は、遅くとも平成20年7月13日に本新株予約権残部を取得しておりますが、当社は、これを同日全て消却しております。

この点、平成20年7月11日付けお知らせにおいて、同年7月27日に消却する旨の誤記がありましたので、下記(3)のとおり訂正いたします。なお、同年7月11日付け取締役会においては、同日付けで本新株予約権の残部を取得及び消却するという前提で決議されておりました。同日付けお知らせの記載は誤記であり、下記の訂正は、上記取締役会決議と矛盾するものではありません。

なお、誤記の生じた理由としましては、平成20年7月27日とは、予備的に決議した取得条項により取得した本件新株予約権の消却の日であり、契約解除により取得した本件新株予約権の消却の日

とは異なりますが、誤って両者を一緒の消却日として標記してしまいました。この度、本件新株予約権の消却の登記を申請するにあたって、その点の誤記に気づいたために、訂正の開示をするに至った次第です。

(3) 平成20年7月11日付けお知らせの内容の訂正は以下のとおりです。なお、訂正箇所には下線を引いております。

ア 取得日について

【訂正前】

1. 契約解除による取得

(2) 取得日

平成20年7月11日

【訂正後】

1. 契約解除による取得

(2) 取得日

平成20年7月11日以降、解除通知が到達したと判断される日

イ 消却日について

【訂正前】

3. 新株予約権の消却

(2) 消却日

平成20年7月27日

【訂正後】

3. 新株予約権の消却

(2) 消却日

上記1. に係る消却日：平成20年7月11日以降、解除通知が到達したと判断される日

上記2. に係る消却日：平成20年7月27日

なお、「上記1. .」とは、契約解除による取得であり、「上記2. .」とは、取得条項に基づく取得であります。

5. 今後の見通し

今回の申立ての内容につきましては、現在精査中であり、動向につきましては適時開示して参ります。

以 上